建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年９月９日

近畿地方整備局長　森　　昌文

１　処分をした年月日　平成26年８月５日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　巽　　和愛　一級建築士　第122642号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属した一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、一級建築士事務所たつみ設計（奈良県知事登録第2009㈱1081号）に属した。

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年９月９日

近畿地方整備局長　森　　昌文

１　処分をした年月日　平成26年８月５日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　植田　祐滋　一級建築士　第139411号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属した一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、一級建築士事務所Ｕ・Ｅ・Ｄ・Ａ（兵庫県知事登録01Ａ01453）に属した。

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年９月９日

近畿地方整備局長　森　　昌文

１　処分をした年月日　平成26年８月５日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　石田　利徳　一級建築士　第38560号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属した一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、大西一級建築士事務所（大阪府知事登録㈱第13203号）に属した。

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第３４７号
静岡市清水区伊佐布730番地
債務者　宝誠水産有限会社
代表者取締役　望月　行昌
１　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小倉　　博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月４日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３３６６号
大阪市西成区聖天下１丁目９番８号
債務者　株式会社アテイン
代表者代表取締役　伊藤　　弘
１　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀　　貴晴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月10日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１４３号
大阪市中央区島町１丁目１番３号
債務者　サンエッチ株式会社
代表者代表取締役　田路　　誠
１　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今枝　史絵
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月13日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１４５号
大阪市北区中津１丁目17番23号
債務者　マイコ化学工業株式会社
代表者代表取締役　田路　　彰
１　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今枝　史絵
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月13日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１４７号
大阪府枚方市長尾家具町３丁目３番地の２
債務者　株式会社大阪サンエッチ
代表者代表清算人　興津　楯彦
１　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今枝　史絵
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月13日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２２７号
大阪市平野区加美北３丁目11番３号
債務者　五一興産株式会社
代表者代表取締役　池　　栄豪
１　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡本　大典
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月13日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３２２号
大阪府八尾市太田７丁目22番
債務者　株式会社折戸鉄工所
代表者代表取締役　折戸　**隆**宏
１　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　芳晃
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月13日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３９２号
大阪市福島区野田１丁目１番86号
債務者　株式会社安藤商店
代表者代表取締役　安藤　正博
１　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鍵谷　文子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月13日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３６号
埼玉県三郷市彦成２丁目71番地３
債務者　ジェクスト合同会社
代表者代表社員　堂元　潤一
１　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　篠崎　　淳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月14日午前10時15分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３２４７号
大阪市中央区平野町３丁目１番２号
債務者　株式会社ＩＦＣ
代表者代表取締役　木原　則尚
１　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横手　章教
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月17日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部